

城山体育館使用料

使用区分			時間区分	午前9時～ 12時	午後13時 ～17時	夜間18時 ～21時	全日9時～ 21時																								
				円	円	円	円																								
競技場	専用 使用 もの	営利を目的として 使用する場合及び 入場料を徴収する もの	一般	11,000	15,000	15,000	40,000																								
			高校生以下	4,000	5,500	5,500	15,000																								
		その他一般使用で 入場料を徴収しな いもの	一般	1,100	1,500	1,500	4,000																								
			高校生以下	400	550	550	1,400																								
	部分 使用	バドミントン2面 使用の場合	一般	800	1,000	1,000	2,800																								
			高校生以下	400	600	600	1,600																								
		半面使用又はバド ミントン1面使用 の場合	一般	400	500	500	1,400																								
			高校生以下	200	300	300	800																								
	卓球台1台につき			一般	200	300	300	800																							
				高校生以下	100	150	150	400																							
競技用照明 1時間につき全面全点灯				150円																											
				半面全点灯 70円																											
附属設備、備品等使用料（1回につき）																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>品名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>400円</td> <td>フロアシート</td> <td>1枚</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>長机</td> <td>1脚</td> <td>20円</td> <td>ステージ</td> <td>1式</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>椅子</td> <td>1脚</td> <td>10円</td> <td>コンセント</td> <td>1個</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>								品名	単位	使用料	品名	単位	使用料	放送設備	1式	400円	フロアシート	1枚	50円	長机	1脚	20円	ステージ	1式	300円	椅子	1脚	10円	コンセント	1個	50円
品名	単位	使用料	品名	単位	使用料																										
放送設備	1式	400円	フロアシート	1枚	50円																										
長机	1脚	20円	ステージ	1式	300円																										
椅子	1脚	10円	コンセント	1個	50円																										
その他の付加使用料																															
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td colspan="7">湯沸室を使用する場合は、1回につき200円とする。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td colspan="7">本市の住民以外が「競技場」、「卓球台」を使用する場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。</td> </tr> </table>								1	湯沸室を使用する場合は、1回につき200円とする。							2	本市の住民以外が「競技場」、「卓球台」を使用する場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。														
1	湯沸室を使用する場合は、1回につき200円とする。																														
2	本市の住民以外が「競技場」、「卓球台」を使用する場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。																														